

# 火災に遭われた方へ

---

## ―― 火災の後のアドバイス ――

このページは、火災に遭われた方が一日も早く通常の生活に戻れるよう、火災の後に必要となる手続きや相談の多い事柄をまとめたものです。

### ① 火災調査について

消防署では火災の原因や損害等を調べ、今後の火災予防対策等に役立てていきますので、ご協力をお願いします。

火災現場は、火災調査が終了するまでは立ち入らないで下さい。焼けた物の片付けは調査終了後にお願いします。また、調査現場における調査員の質問には、正確に答えて下さい。

### ② 火災現場の管理について

火災調査の終了後は焼け跡の後片付けをしますが、布団などが燃えると消したつもりでも、奥に火種が残っていると数時間後に再び燃え出すことがあります。

消防署では可能な限り火災現場を詳細に点検していますが、予見できない事由による再出火等事故発生の危険もあります。ご自身で引き続き監視・警戒を行い、異常な事象に気付かれたときは、速やかに狛江消防署(03-3480-0119)、狛江消防署猪方出張所(03-3488-0119)又は「119番」に通報して下さい。

また、燃えた物の落下などによる通行人等への危害防止にも努めて下さい。

### ③ り災申告書について

り災申告書は消防機関が発生した火災による損害状況を把握するために提出してもらうものです。また、次の④にある「り災証明書」の円滑な発行についても必要です。

り災申告書には「不動産り災申告書」「動産り災申告書」及び「車両・船舶・航空機り災申告書」があります。

火災調査時等にお渡ししますので、速やか（り災した日から概ね7日以内）に指定された場所（狛江消防署または狛江消防署猪方出張所）に提出して下さい。

### ④ り災証明書の発行手続きについて

「り災証明書」は、火災に遭われた方が各種届出や証書などの再交付申請等をする際に必要となる証明書で、消防署が発行するものです。

証明の申請手続きは、平日の午前8時30分から午後5時15分までですが、申請書の記入や証明書の作成等がありますので、なるべく午後4時30分までには来署して下さい。（日・祭日、土曜日は発行できません。）

申請は、本人若しくは親族が直接行って下さい。

代理人（親族以外）でもできますが、委任状が必要です。

動産（収容物）については、動産り災申告書を消防署に提出した後でないと発行できない場合があります。

⑤ **各種減免措置等及び担当窓口**

(※詳細については【担当窓口】にお問合せください)

**【狛江市役所】**

- ・住民税の減免
- ・固定資産税の減免
- ・軽自動車税の減免
- ・災害見舞金の給付
- ・火災により発生した廃棄物処理手数料の減免

**【東京都主税局】**

- ・自動車税の減免

**【武蔵府中税務署】**

- ・所得税の減免